

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の解答欄に正しく記入(マーク)すること。

[1] 次に掲げる者のうち、総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者に該当するものはどれか。電波法の規定に照らし、正しいものを下の番号から選べ。

- 1 電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 2 電波の発射の停止の命令を受け、その停止命令の解除の日から6箇月を経過しない者
- 3 無線局の運用の停止の命令を受け、その停止命令の期間が終了した日から6箇月を経過しない者
- 4 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から3年を経過しない者

[2] 免許人は、無線設備の変更の工事(総務省令で定める軽微な事項を除く。)をしようとするときは、どうしなければならないか。電波法の規定に照らし、正しいものを下の番号から選べ。

- 1 あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。
- 2 あらかじめ総務大臣に届け出て、その指示を受けなければならない。
- 3 あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。
- 4 適宜工事を行い、工事完了後総務大臣に届け出なければならない。

[3] 次の記述は、「周波数の許容偏差」の定義について、電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の □ A □ からの許容することができる最大の偏差又は発射の □ B □ からの許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表す。

- | | |
|---------|-------------|
| A | B |
| 1 基準周波数 | 割当周波数の特性周波数 |
| 2 基準周波数 | 特性周波数の割当周波数 |
| 3 割当周波数 | 基準周波数の特性周波数 |
| 4 割当周波数 | 特性周波数の基準周波数 |

[4] 次の表は、記号をもって表示する電波の型式について述べたものである。電波法施行規則の規定に照らし、各記号とその表す内容の組合せの誤っているものを表の番号から選べ。

番号	電波の型式の記号	各記号が表す内容		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	F3E	角度変調であって周波数変調	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話(音響の放送を含む。)
2	F8D	角度変調であって周波数変調	アナログ信号である2以上のチャンネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
3	J3E	振幅変調であって抑圧搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話(音響の放送を含む。)
4	G7W	角度変調であって位相変調	デジタル信号の1又は2以上のチャンネルとアナログ信号の1又は2以上のチャンネルを複合したもの	テレビジョン(映像に限る。)

[5] 高圧電気を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器が満たすべき安全施設に関する次の記述のうち、電波法施行規則の規定に照らし、正しいものを下の番号から選べ。

- 1 外部を電氣的に完全に絶縁し、かつ、電気設備に関する技術基準を定める省令の規定に従って措置しなければならない。ただし、無線従事者のほか容易に出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- 2 その高さが人の歩行その他起居する平面から2.5メートル以上のものでなければならない。ただし、2.5メートルに満たない高さの部分が人体に容易に触れない構造である場合は、この限りでない。
- 3 外部より容易に触れることができないように、絶縁しゃへい体又は接地された金属しゃへい体の内に収容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- 4 人の目につく箇所に「高圧注意」の表示をしなければならない。ただし、移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入しない場所に装置する場合は、この限りでない。

[6] 次に掲げる記述のうち、主任無線従事者の職務でないものはどれか。電波法施行規則の規定に照らし、正しいものを下の番号から選べ。

- 1 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施すること。
- 2 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）
- 3 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
- 4 周波数、空中線電力等の指定の変更又は無線設備の変更の工事、通信事項の変更等の許可の申請を行うこと。

[7] 次の記述は、混信等の防止について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局は、□A□又は電波天文業務（注）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を□B□その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、□C□については、この限りでない。

（注）電波天文業務とは、宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。

A	B	C
1 他の無線局	障害するような混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
2 他の無線局	不可能とするような混信	遭難通信
3 放送の受信を目的とする受信設備	障害するような混信	遭難通信
4 放送の受信を目的とする受信設備	不可能とするような混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信

[8] 次の記述は、無線通信の秘密の保護について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、□A□の相手方に対して行われる無線通信（電気通信事業法第4条第1項又は第164条第2項の通信であるものを除く。以下同じ。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

□B□の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

□C□がその業務に関し知り得たの秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C
1 不特定	無線通信	無線通信の業務に従事する者
2 不特定	無線局の取扱中に係る無線通信	無線従事者
3 特定	無線局の取扱中に係る無線通信	無線通信の業務に従事する者
4 特定	無線通信	無線従事者

[9] 次に掲げる記述のうち、総務大臣が無線局の免許人に対して、臨時に電波の発射の停止を命ずることができるのはどれか。電波法の規定に照らし、正しいものを下の番号から選べ。

- 1 運用の停止の命令を受けている無線局を運用していると認めるとき。
- 2 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 3 指定されていない周波数を使用していることを認めるとき。
- 4 免許状に記載された通信の相手方又は通信事項の範囲を超えて運用していると認めるとき。

[10] 次の記述は、無線局の免許の取消しについて、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き □ A □ 以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
- (3) 不正な手段により通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けたとき。
- (4) 不正な手段により識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。
- (5) □ B □ の停止の命令又は □ C □ の制限に従わないとき。
- (6) 免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するに至ったとき。

	A	B	C
1	6箇月	無線局の運用	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力
2	6箇月	電波の発射	通信の相手方若しくは通信事項
3	3箇月	無線局の運用	通信の相手方若しくは通信事項
4	3箇月	電波の発射	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力

[11] 次の記述は、無線従事者の免許の取消し等について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その免許を取り消し、又は □ A □ 以内の期間を定めてその □ B □ することができる。

	A	B
1	3箇月	無線設備の操作の範囲を制限
2	3箇月	業務に従事することを停止
3	6箇月	無線設備の操作の範囲を制限
4	6箇月	業務に従事することを停止

[12] 基地局の免許状は、掲示を困難とするものを除き、どこに掲げておかなければならないか。電波法施行規則の規定に照らし、正しいものを下の番号から選べ。

- 1 基地局のある事務所内の見やすい箇所
- 2 通信室内の見やすい箇所
- 3 主たる送信装置のある場所の見やすい箇所
- 4 受信装置のある場所の見やすい箇所